

平成25年12月6日招集

平成25年 第5回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第130号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 1
議案第131号	佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 3
議案第132号	佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 5
議案第133号	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 8
議案第134号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の制定について	・ ・ ・ 10
議案第135号	佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 13
議案第136号	佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 15
議案第137号	佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 17
議案第138号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 19
議案第139号	佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 21
議案第140号	佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 23
議案第141号	新たに生じた土地の確認について(柿野浦地内)	・ ・ ・ 25
議案第142号	字の変更について(柿野浦地内)	・ ・ ・ 26
議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について(心身障がい者福祉センター)	・ ・ ・ 27
議案第144号	公の施設に係る指定管理者の指定について(精神障がい者福祉センター)	・ ・ ・ 28
議案第145号	公の施設に係る指定管理者の指定について(さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター)	・ ・ ・ 29
議案第146号	公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡海洋深層水分水施設)	・ ・ ・ 30

議案第147号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）	・・・ 31
議案第148号	公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）	・・・ 32
議案第149号	公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）	・・・ 33
議案第150号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場、真野運動広場）	・・・ 34
議案第151号	公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B & G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B & G海洋センター）	・・・ 35
議案第152号	佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の変更について	・・・ 36
議案第153号	市道路線の廃止について	・・・ 37
議案第154号	平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について	・・・ 38
議案第155号	平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	・・・ 38
議案第156号	平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 38
議案第157号	平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 38
議案第158号	平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 38
議案第159号	平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 38
議案第160号	平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	・・・ 38
議案第161号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第162号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第130号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「外国語指導助手又は国際交流員」を「外国語指導助手、国際交流員又は戦略官」に改める。

別表第1中39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項の次に次のように加える。

37 戦略官	日額 50,000
--------	-----------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第131号

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例（平成16年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「20,000円」を「20,571円」に改める。

別表第2中「1,500円」を「1,543円」に、「500円」を「515円」に改める。

別表第3中「500円」を「515円」に、「1,000円」を「1,029円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第132号

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(佐渡市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第294号)の一部を次のように改正する。

第28条第 1 項の表中「 52,500円 」を「 54,000円 」に、「 105,000円 」を「 108,000円 」に、「 163,800円 」を「 168,480円 」に、「 236,250円 」を「 243,000円 」に、「 420,000円 」を「 432,000円 」に、「 656,250円 」を「 675,000円 」に、「 1,476,300円 」を「 1,518,480円 」に、「 2,625,000円 」を「 2,700,000円 」に改める。

別表中「 1,800 」を「 1,852 」に、「 248 」を「 255 」に、「 1,840 」を「 1,893 」に、「 3,000 」を「 3,086 」に、「 4,100 」を「 4,217 」に、「 6,800 」を「 6,995 」に、「 12,300 」を「 12,652 」に、「 23,900 」を「 24,582 」に、「 44,300 」を「 45,566 」に、「 4,200 」を「 4,320 」に、「 441 」を「 453 」に、「 8,400 」を「 8,640 」に、「 2,100円 」を「 2,160円 」に改める。

(佐渡市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)の一部を次のように改正する。

第34条第 1 項中「 新設 」を削り、同項の表中「 52,500円 」を「 54,000円 」に、「 105,000円 」を「 108,000円 」に、「 163,800円 」を「 168,480円 」に、「 236,250円 」を「 243,000円 」に、「 420,000円 」を「 432,000円 」に、「 656,250円 」を「 675,000円 」に、「 1,476,300円 」を「 1,518,480円 」に、「 2,625,000円 」を「 2,700,000円 」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「 2,590 」を「 2,664 」に、「 1,120 」を「 1,152 」に、「 2,160 」を「 2,222 」に、「 3,360 」を「 3,456 」に、「 1,560 」を「 1,604 」に、「 2,810 」を「 2,891 」に、「 3,460 」を「 3,559 」に、「 3,340 」を「 3,435 」に、「 2,300 」を「 2,366 」に、「 2,180 」を「 2,243 」に、「 2,990 」を「 3,075 」に、「 3,880 」を「 3,991 」に、「 1,430 」を「 1,470 」に、「 3,050 」を「 3,137 」に、「 3,810 」を「 3,919 」に改め、同表の 2 の 表中「 1,800 」を「 1,852 」に、「 248 」を「 255 」に、「 1,840 」を「 1,893 」に、「 3,000 」を「 3,086 」に、「 4,100 」を「 4,217 」に、「 6,800 」を「 6,995 」に、「 12,300 」を「 12,652 」

に、「23,900」を「24,582」に、「44,300」を「45,566」に、「4,200」を「4,320」に、「441」を「453」に、「8,400」を「8,640」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同表の2の表中「560円」を「576円」に、「1,360円」を「1,399円」に、「1,060円」を「1,090円」に改め、同表の3の表中「1,800」を「1,852」に、「248」を「255」に、「1,840」を「1,893」に、「3,000」を「3,086」に、「4,100」を「4,217」に、「6,800」を「6,995」に、「12,300」を「12,652」に、「23,900」を「24,582」に、「44,300」を「45,566」に、「4,200」を「4,320」に、「441」を「453」に、「8,400」を「8,640」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

（佐渡市下水道条例の一部改正）

第3条 佐渡市下水道条例（平成16年佐渡市条例第287号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,852円」に、「230円」を「236円」に改める。

（佐渡市漁業集落排水施設条例の一部改正）

第4条 佐渡市漁業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,800円」を「1,852円」に、「230円」を「236円」に改める。

（佐渡市農業集落排水施設条例の一部改正）

第5条 佐渡市農業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第354号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,800円」を「1,852円」に、「230円」を「236円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の佐渡市水道事業給水条例別表及び佐渡市簡易水道事業給水条例別表第2並びに佐渡市下水道条例、佐渡市漁業集落排水施設条例及び佐渡市農業集落排水施設条例の規定は、平成26年5月分の料金から適用し、平成26年4月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第133号

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

議案第134号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に
関する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関
する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に
関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内において製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業の用に供する設備の取得等をする者について、固定資産税の課税を免除することによって離島地域の産業の振興を図り、離島の自立的発展を促進することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第 2 条 市長は、平成25年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 3 項の表の第 2 号又は第45条第 2 項の表の第 2 号の規定の適用を受けて取得等をする設備（家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成 5 年 4 月 1 日以後において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）をいう。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(固定資産税の課税免除の期間)

第 3 条 前条の規定による固定資産税の課税免除の期間は、当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降 3 箇年度とする。

(課税免除の申請手続)

第 4 条 第 2 条の規定による課税免除を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。

(変更等の届出)

第 5 条 事業者は、前条第 1 項の規定による申請内容を変更し、又は廃止したときは、市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第 6 条 市長は、事業者が虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の

課税免除を受けた場合は、課税免除を取り消すものとする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

（適用除外）

3 この条例の規定により、固定資産税の課税免除の適用を受けた設備については、佐渡市企業設置奨励条例（平成16年佐渡市条例第262号）の規定は、適用しない。

議案第135号

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例

佐渡市企業設置奨励条例(平成16年佐渡市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第4号中「1,000万円以上」を「1,000万円以上で、かつ、常用労働者の数が3人以上」に改め、同条第2項中「前項第1号又は第3号」を「前項各号」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項第3号又は第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第136号

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市道路占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第277号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業(令第18条に規定するものを除く。)及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第137号

佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市準用河川占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条から第25条までの許可」を「第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録」に、「占用許可」を「占用許可等」に改める。

第3条、第4条、第6条及び第8条中「占用許可」を「占用許可等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第138号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例(平成16年佐渡市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号のア中「第3条第3項第3号」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号のイ中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

議案第139号

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例

佐渡市学校給食センター条例(平成16年佐渡市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条の表両津学校給食センターの項の次に次のように加える。

相川学校給食センター	佐渡市相川栄町19番地2
------------	--------------

第2条の表松ヶ崎学校給食センターの項の次に次のように加える。

南佐渡学校給食センター	佐渡市羽茂本郷33番地3
-------------	--------------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第140号

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月 6 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市博物館条例の一部を改正する条例

佐渡市博物館条例(平成16年佐渡市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条の表相川郷土博物館の項の次に次のように加える。

佐渡博物館	佐渡市八幡2041番地
-------	-------------

別表第2項の表中「佐渡国小木民俗博物館」を「佐渡博物館・佐渡国小木民俗博物館」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第141号

新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在	面積（㎡）
	佐渡市柿野浦字浜平923の2、923の8、924の1、924の3、字長岩14、14の1、字滝15の1、字浜端16の1地先の公有水面埋立地	1,698.46
	佐渡市柿野浦字浜平923の2、923の8、924の1、924の3、字長岩14、14の1、字滝15の1、字浜端16の1地先の土地	858.40
	佐渡市柿野浦字浜43の8から12まで、43の14、字南48の1、49の1、49の4、51、字小路1841の1地先の公有水面埋立地	697.85
	佐渡市柿野浦字浜43の8から12まで、43の14、字南48の1、49の1、49の4、51、字小路1841の1地先の土地	1,608.66

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第142号

字の変更について（柿野浦地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
	佐渡市柿野浦字浜平923の2、923の8、924の1、924の3、字長岩14、14の1、字滝15の1、字浜端16の1地先の公有水面埋立地	佐渡市柿野浦字長岩
	佐渡市柿野浦字浜平923の2、923の8、924の1、924の3、字長岩14、14の1、字滝15の1、字浜端16の1地先の土地	
	佐渡市柿野浦字浜43の8から12まで、43の14、字南48の1、49の1、49の4、51、字小路1841の1地先の公有水面埋立地	佐渡市柿野浦字南
	佐渡市柿野浦字浜43の8から12まで、43の14、字南48の1、49の1、49の4、51、字小路1841の1地先の土地	

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第143号

公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
心身障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人佐渡・島福祉サポート21
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第144号

公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
精神障がい者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人とき福祉会
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第145号

公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
さわたコミュニティセンタービューさわた
佐和田大佐渡交流活性化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社共立メンテナンス
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第146号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡海洋深層水分水施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
新潟県佐渡海洋深層水株式会社
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第147号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人赤泊振興公社
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第148号

公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

勤労青少年ホーム

両津運動広場

両津野球場

両津テニスコート

両津農村広場

2 指定管理者となる団体の名称

有限会社麻布組

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第149号

公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
両津総合体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第150号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、
佐渡市陸上競技場、真野運動広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡スポーツハウス
佐渡市陸上競技場
真野運動広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第151号

公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂 B & G 海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木 B & G 海洋センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
羽茂 B & G 海洋センター
羽茂ゲートボール場
小木 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第152号

佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の変更 について

平成25年議案第79号をもって議決を経て締結した「佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「178,164,000円」を「230,010,900円」に変更する。

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第153号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
宮坂線支線7号	佐渡市羽茂小泊 530番2地先	佐渡市羽茂小泊 446番8地先	132.7	2.1 ～ 6.5

平成25年12月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第154号	平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について （予算書別紙添付）
議案第155号	平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について （予算書別紙添付）
議案第156号	平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ いて （予算書別紙添付）
議案第157号	平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）につ いて （予算書別紙添付）
議案第158号	平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）につい て （予算書別紙添付）
議案第159号	平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号） について （予算書別紙添付）
議案第160号	平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

《平成25年度 佐渡市一般会計補正予算（第6号）概要》

1. 補正予算について

- ・広域避難所の開設時に必要な物資の購入及び備蓄倉庫の設置に係る経費を計上
- ・両津港埠頭地区開発事業、相川支所・相川消防署庁舎等建設事業及び総合体育館建設事業の継続費補正
- ・その他の経費については、9月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	55,965,962
補正額	213,548
累計予算額	55,752,414

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	56,985
国・県支出金	184,967
市債	363,000

4. 主な事業

（単位：千円）

○防災対策事業【総務課】

補正額：75,000

（事業内容）

避難情報発令時に速やかに避難所を開設すべく、広域避難所のうち15カ所に避難所開設時に必要な物資の購入及び備蓄倉庫の設置に係る経費を計上

・防災用倉庫	40,500千円
・毛布・マット・水	34,500千円

○市制施行10周年記念式典事業【総務課】

補正額：1,450

（事業内容）

・エクスカージョンの実施	
記念式典宿泊・輸送業務委託料	1,050千円
・市制施行10周年協賛事業補助金の交付	
市制施行10周年協賛事業補助金	400千円

○離島流通効率化事業【農林水産課】

補正額：4,860

（事業内容）

木材の伐採、搬出作業の効率化が図れる高性能林業機械の導入に対する補助（国費50%、市10%、事業主体40%）

○佐渡博物館管理運営事業【社会教育課】

補正額： 5,656

(事業内容)

佐渡唯一の総合博物館である佐渡博物館を市立に移管し、平成26年4月から開館するための準備経費を計上

○(継続費)両津港埠頭地区開発事業【地域振興課】

補正額： 43,597

(事業内容)

事業費の増額に伴う継続費総額の増額及び工期延長に伴う継続費の期間の延長

(単位:千円)

変更前		変更後		増 減
年 度	年割額	年 度	年割額	
平成23年度	80,000	平成23年度	80,000	0
平成24年度	498,300	平成24年度	498,300	0
平成25年度	709,800	平成25年度	666,203	43,597
		平成26年度	78,407	78,407
計	1,288,100	計	1,322,910	34,810

○(継続費)相川支所・相川消防署庁舎等建設事業【財務課】

補正額： 429,969

(事業内容)

工期延長に伴う継続費の期間の延長

(単位:千円)

変更前		変更後		増 減
年 度	年割額	年 度	年割額	
平成24年度	9,073	平成24年度	9,073	0
平成25年度	1,442,837	平成25年度	1,012,868	429,969
		平成26年度	429,969	429,969
計	1,451,910	計	1,451,910	0

○(継続費)総合体育館建設事業【社会教育課】

補正額： 118,750

(事業内容)

工期の延長に伴う継続費の期間の延長

(単位:千円)

変更前		変更後		増 減
年 度	年割額	年 度	年割額	
平成23年度	64,368	平成23年度	64,368	0
平成24年度	1,631,031	平成24年度	1,631,031	0
平成25年度	1,704,377	平成25年度	1,585,627	118,750
		平成26年度	118,750	118,750
計	3,399,776	計	3,399,776	0

《平成 25 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1 . 補正予算について

- ・ 一般被保険者等の保険給付の増加に伴う療養給付費及び高額療養費等の給付見込額を追加計上するとともに、財源に充てるため予備費を組替え計上
- ・ 一般・退職被保険者保険税還付金組替え計上

2 . 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	7,209,792
補 正 額	127,617
累計予算額	7,337,409

3 . 主な財源内訳

(単位：千円)

一般被保険者国民健康保険税	33,810
国庫支出金	76,922
県支出金	16,885

4 . 主な補正内容

(単位：千円)

一般被保険者等に係る保険給付費の追加	187,617
一般被保険者等療養給付費	159,890 千円増
" 高額療養費	27,727 千円増
予備費との組替え	60,000 千円

一般・退職被保険者保険税還付金の組替え

 一般から退職へ 200 千円

《平成25年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要》

1. 補正予算について

- ・介護サービス等の利用増による保険給付費を計上
- ・給付費の財源となる国・県負担金、支払基金交付金、基金・一般会計繰入金
を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	8,170,939
補 正 額	29,891
累計予算額	8,200,830

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

国 庫 支 出 金	7,770
県 支 出 金	4,660
支払基金交付金	8,448
基 金 繰 入 金	4,885
一般会計繰入金	4,128

4. 主な補正内容

（単位：千円）

総 務 費

○事 務 費 等	486
----------	-----

保険給付費

○介護サービス等諸費	12,967
○介護予防サービス等諸費	1,619
○高額介護サービス等費	6,559
○高額医療合算介護サービス等費	1,128
○特定入所者介護サービス等費	34,881
○その他諸費	166

地域支援事業費

○包括的支援事業・任意事業費	400
----------------	-----

諸支出金

○償還金及び還付加算金	349
○介護サービス等諸費	326

《平成 25 年度 佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 . 補正予算について

・国庫補助金減額内示に伴う建設改良費の減額及び第 1 号補正予算編成後の緊急性のある維持管理費及び建設改良費を補正

2 . 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	1,053,278
補 正 額	18,345
累計予算額	1,034,933

3 . 主な財源内訳 (単位：千円)

国庫補助金	13,146
一般会計繰入金	14,900
繰越金	17,201
簡易水道事業債	7,500

4 . 主な事業 (単位：千円)

○ 一般管理費 補正額： 15,000

(事業内容)

簡易水道の上水道への統合に向けた、財産台帳作成に係る業務委託料の減額	
財産台帳作成業務委託料	15,000 千円

○ 維持管理費 補正額： 4,205

(事業内容)

給水用ポリタンクの更新、電気料金値上げ並びに多田浄水場濁度計修繕実施による需用費の増額	
消耗品費	200 千円
光熱水費	1,380 千円
修繕料	2,625 千円

○ 建設改良事業（統合簡易水道事業・西三川・真野南部地区）補正額： 28,000

(事業内容)

国庫補助金減額内示に伴う工事費の減額	
建設改良工事費	28,000 千円

○ 建設改良事業（市単独分） 補正額： 20,450

(事業内容)

簡易水道の上水道への統合の準備としての配水流量計設置工事实施（両津地区）並びに老朽化した水源管理道路橋梁架け替え工事の実施（相川地区）による工事費の増額	
建設改良工事費	20,450 千円

《平成25年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 下水道・集落排水管理費を追加計上
- ・ 県道工事に伴う下水道移設工事費を減額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	3,103,052
補 正 額	4,084
累計予算額	3,098,968

3. 主な財源内訳 (単位：千円)

受益者分担金・負担金	10,000
下水道使用料	22,127
一般会計繰入金（過疎債分）	6,300
繰越金	24,043
諸収入（下水道補償料）	13,500
下水道債	3,800

4. 主な補正内容 (単位：千円)

家庭用ポンプ補助に伴う下水道総務費の追加	1,000
光熱費上昇等に伴う下水道管理費の追加	7,923
県道改良の変更等に伴う下水道建設費の減額	15,000
県道改良の変更等に伴う漁業集落管理費の追加	1,993

《平成 25 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第 2 号)概要》

1. 補正予算について

・重油の高騰等に伴う光熱水費の増額、食糧品（乳製品・食用油・小麦製品等）の値上げによる賄材料費の増額、インフルエンザや食中毒等の施設内流行発生予防のための検査増による医薬材料費の増額による一般会計一般管理費及び介護サービス費の歳出増額補正計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	575,216
補 正 額	5,168
累計予算額	580,384

3. 補正内容

（単位：千円）

《歳入》

・一般会計繰入金の増額

一般管理費の負担金（光熱水費） 備品購入費、及び
介護サービス費の需用費（賄材料費・医薬材料費）補正

補正前の額	118,968
補 正 額	5,168
累計予算額	124,136

《歳出》

・一般管理費(一般管理費)

負担金補助金及び交付金（光熱水費 3,000 千円）増額補正を計上
備品購入費（加湿器用軟水器 368 千円：184 千円×2 台）

補正前の額	424,924
補 正 額	3,368
累計予算額	428,292

・介護サービス費（介護サービス費）

需用費（賄材料費・医薬材料費）増額補正を計上

補正前の額	59,422
補 正 額	1,800
累計予算額	61,222

補正額内訳

需用費(賄材料費)	1,200
需用費（医薬材料費）	600

補正合計額 1,800

《平成 25 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1 . 補正予算について

- 収益的支出 ・ 営業費用の増額
- 資本的支出 ・ 企業債償還金の増額

2 . 予算規模

収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,541,975	支出	補正前の額	1,317,038
	補 正 額	0		補 正 額	2,777
	累計予算額	1,541,975		累計予算額	1,319,815

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,302,666	支出	補正前の額	1,870,432
	補 正 額	0		補 正 額	371
	累計予算額	1,302,666		累計予算額	1,870,803

3 . 主な財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	371
---------------------	-----

4 . 主な補正内容

収益的支出 (単位：千円)

営業費用	2,777
・ 原水及び浄水費：電気料の値上げに伴う動力費の増額他	5,525
・ 配水及び給水費：電気料の値上げに伴う動力費の増額	519
・ 総係費：認可申請書作成業務委託料の減額他	3,267

資本的支出 (単位：千円)

企業債償還金	371
・ 利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う 企業債償還元金の増額	371